

# 全都清ニュース

平成17年度第3号

環境省、国土交通省及び農林水産省が共同で今年度新たに創設した汚水処理施設整備交付金制度に係る「汚水処理施設整備交付金交付要綱」及び「同交付取扱要領」が通知されましたので、ご参考までにお送りいたします。

平成17年5月

社団法人 全国都市清掃会議

17農振第167号  
国都下事第18号  
環廃対発第050422003号  
平成17年4月22日

各都道府県知事 へ

農林水産事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

汚水処理施設整備交付金交付要綱について

今般、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条第1項の交付金について、別添のとおり、「汚水処理施設整備交付金交付要綱」を策定したので、通知する。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定市を除く。）に対して本交付要綱を周知頂くようお願いする。

# 汚水処理施設整備交付金交付要綱

平成17年4月22日  
17農振第167号  
国都下事第18号  
環廃対発第050422003号

農林水産事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官

## 第1 通 則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第2項第2号の規定に基づく汚水処理施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）及び地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱（平成17年4月22日付け、府地再第8号内閣府事務次官通知・17農振第148号農林水産事務次官通知・国総政第6号国土交通事務次官通知・環廃対発第050422002号環境事務次官通知）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 交付金の交付対象

### 1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設は、令第3条第1項第2号で定める施設のうち、同一の事業主体が2以上の施設を汚水処理の普及拡大のために総合的に整備する場合における別表1に掲げる要件に該当する施設（以下「対象施設」という。）をいう。

また、交付金を充てて行う事業に要する経費については、他の法令の規定及び他の要綱等に基づく国の補助は行わないものとする。

### 2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体のうち、市町村とする。

### 3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、2の事業主体とする。

## 第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、別表1の施設の区分に従い、集落排水施設の整備に係るものについては農林水産大臣が行い、公共下水道の整備に係るものについては国土交通大臣が行い、浄化槽の整備に係るものについては環境大臣が行うものとする。

ただし、第6の2の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、交付金の交付の事務は当該当初予定施設に係る交付金の交付決定を行った大臣が行うものとする。

#### 第4 交付金の交付期間

第3の交付金の交付を行う大臣（以下「所管大臣」という。）が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、第2の2の事業主体が作成した法第5条第4項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

#### 第5 交付限度額

交付金の交付限度額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \text{公共下水道の交付限度額} + \text{農業集落排水施設の交付限度額} \\ + \text{漁業集落排水施設の交付限度額} + \text{浄化槽の交付限度額}$$

この場合において、それぞれの施設の交付限度額は次に掲げるとおりとする。

$$\text{公共下水道の交付限度額} = p \times 1/2 + t_1 \times 5.5/10 + t_2 \times 1/2$$

$p$ ：下水道管きよの整備に係る事業費の補助分相当額

$t_1$ ：終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうち処理施設に係る事業費

$t_2$ ：終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうち  $t_1$  以外のもの

$$\text{農業集落排水施設の交付限度額} = (\text{別表1の1(1)に定める農業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額}) \times 1/2$$

$$\text{漁業集落排水施設の交付限度額} = (\text{別表1の1(2)に定める漁業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額}) \times 1/2$$

$$\text{浄化槽の交付限度額} = \Sigma ((\text{浄化槽の区分毎に浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱(平成6年10月20日厚生省生衛第902号環境事務次官通知)で定める基準額}) \times (\text{区分毎の基数})) \times 1/3$$

#### 第6 単年度交付額

##### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$Z_i = S_i \times t_i - q_i$$

$Z_i$ ： $i$ 施設の単年度交付額

$S_i$ ： $i$ 施設の交付限度額

$t_i$ ： $i$ 施設に交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

$q_i$ ： $i$ 施設に前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率： $i$ 施設の交付対象事業費に対する執行事業費の割合

##### 2 交付金の他の施設への充当

交付金の交付後、所管大臣が異なる対象施設において当該年度に達成すべき進捗率に変更があった場合、当該年度の交付額の1/2未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、他の施設への充当を行うに際しては、施行区域を明確に区分すること等により、他

の大臣が所管する交付金との混合を避けるものとする。

### 3 交付金の交付額の調整

認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合又は2に規定する交付金の他の施設への充当があった場合には、交付金を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付金の交付の目的に反しない限りにおいて、次年度以降受けようとする交付金額を調整することができる。また、所管大臣は、交付する交付金について、1の規定により算出される当該年度に交付すべき金額と同年度に実際に交付した金額の差額を勘案して、第5の規定による交付金の交付限度額の範囲内で次年度以降に交付する交付金の金額を調整することができる。ただし、この場合においても当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることができない。

## 第7 指導監督費

所管大臣は、都道府県に対し、工事費及び事務費と別に、指導監督費（都道府県が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督、完了検査その他適正化法第26条第2項の規定により都道府県知事が行うこととなった事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

## 第8 交付申請

適正化法第5条、適正化法施行令第3条、農林交付規則第2条又は国土交付規則第3条及び第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付申請者は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、第3に定める区分にしたがって、各所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第9 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農林交付規則第3条第1号又は国土交付規則第5条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、第3に定める区分にしたがって、別に定める交付決定変更申請書を提出するものとする。
- 2 適正化法第7条第1項第1号及び第3号に規定する軽微な変更は、第6の2によるもののほか、別表2のとおりとする。

## 第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

## 第11 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

## 第12 実績報告

適正化法第 14 条、適正化法施行令第 8 条及び農林交付規則第 6 条又は国土交付規則第 9 条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書その他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。

ただし、所管大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の 6 月 10 日までとすることができる。

### 第13 財産の処分

適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定に基づき農林水産大臣の定める財産は、一件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

### 第14 交付金の経理

事業主体及び第 7 の指導監督費の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、認定地域再生計画の交付期間終了後 5 年間保存しなければならない。

### 第15 雑 則

- 1 事業主体は、事業主体の自主性裁量性により、自ら基礎数値等を決定し、現時点で最も効率的な事業手法を選択することが可能であり、整備手法が都道府県構想と異なる場合は、次の都道府県構想見直し時に反映するものとする。
- 2 事業主体は、地域再生計画に基づき整備された汚水処理施設に関し、法律に定められた水質検査、維持管理等が確実に行われ、かつ、その結果に基づく改善措置がとられていることについて責任をもって対応するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 22 日から施行する。

別表 1 (交付金を充てて整備する施設の要件)

施設	要件
1 公共下水道	下水道法第 2 条第 3 号の公共下水道であって、同法第 4 条による事業計画の認可を取得している公共下水道。
2 集落排水施設	<p>(1) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）及び農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用（平成 14 年 3 月 27 日付 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき採択の決定を受けた事業の対象となる農業集落排水施設。</p> <p>(2) 漁業集落環境整備事業実施要領（昭和 53 年 7 月 10 日付け 53 水港第 3598 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の規定により農林水産大臣の承認を受けた事業基本計画に基づく事業の対象となる漁業集落排水施設。</p>
3 浄化槽	<p>(1) 浄化槽整備事業費国庫補助交付要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け厚生省衛環第 902 号環境事務次官通知）によって定められた浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて（平成 16 年 6 月 29 日付け環廃対発第 040629008 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）に適合する浄化槽。</p> <p>(2) 浄化槽整備事業費国庫補助交付要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け厚生省衛環第 902 号環境事務次官通知）によって定められた浄化槽設置整備事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 65 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）、浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成 16 年 6 月 29 日付け環廃対発第 040629007 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）に適合する浄化槽。</p>

別表2（軽微な変更）

施設	軽微な変更に係る規定
公共下水道	国土交付規則第6条に定める変更
集落排水施設	<p>農林交付規則第3条第1項イ及びロに定める変更であって下記に掲げる変更</p> <p>(1) 農業集落排水施設 次に掲げる変更以外の変更。 ア 事業主体の変更 イ 経費の配分の変更     (ア) 工事費から事務費への経費の流用     (イ) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の流用</p> <p>(2) 漁業集落排水施設 工事費から事務費への経費の流用以外の変更。</p>
浄化槽	<p>浄化槽整備事業費国庫補助交付要綱（平成6年10月20日付け厚生省衛環第902号環境事務次官通知）別表1に定める次の(1)から(4)の相互間のいずれか少ない方の額の20%以内の変更</p> <p>(1) 浄化槽 (2) 変則浄化槽 (3) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 (4) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p>



17農振第168号  
17水港第670号  
国都下事第19号  
環境対発第050422004号  
平成17年4月22日

各都道府県知事 へ

農林水産省農村振興局長  
水産庁長官  
国土交通省都市・地域整備局長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

污水处理施設整備交付金交付要領について

今般、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条第1項の交付金について、別添のとおり、「污水处理施設整備交付金交付要領」を策定したので、通知する。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定市を除く。）に対して本交付要領を周知頂くようお願いする。

# 汚水処理施設整備交付金交付要領

平成17年4月22日  
17農振第168号  
17水港第670号  
国都下事第19号  
環境対発第050422004号

農林水産省農村振興局長  
水産庁長官  
国土交通省都市・地域整備局長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

## 第1 通則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第2項第2号の規定に基づく汚水処理施設整備交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)及び地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱(平成17年4月22日付け、府地再第8号内閣府事務次官通知・17農振第148号農林水産事務次官通知・国総政第6号国土交通事務次官通知・環境対発第050422002号環境事務次官通知)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け、17農振第167号・国都下事第18号・環境対発第050422003号。以下「要綱」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体である市町村が、法5条第4項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づき、要綱別表第1に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村に対して交付金を交付する。

## 第3 交付申請

- 1 認定地方公共団体である市町村は、要綱第3の交付の事務の区分に従って、地方農政局、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局、環境省、林野庁、水産庁(以下「地方支分部局等」という。)の長あて交付申請を様式1-1の「交付金交付申請書」に必要な書類を添えて都道府県知事へ提出する。
- 2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか、等審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式2の「交付金申請報告書」を地方支分部局等の長に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督費を交付申請する場合、交付の事務を所管する大臣(地方支分部局等の長)あての交付申請を行い、様式1-4に必要な書類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

#### 第4 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式3-1及び審査の報告書は様式4のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式5のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

#### 第5 申請の取下げ

要綱第10の申請取下書の様式は、様式6のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

#### 第6 遂行状況報告

要綱第11の遂行状況報告書の様式は、様式7のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

#### 第7 実績報告

要綱第12に定める実績報告の様式は別紙8-1のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月22日から施行する。

様式1-1

番 号  
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) あて

申 請 者



平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付申請書

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、汚水処理施設整備交付金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

注) 別紙については、様式1-2, 1-3によること。

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付申請額表

事業主体名 〇〇市  
(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画

番号	汚水処理施設整備交付金に係る事業の名称		交付金額	摘要	
	事業名	箇所名			
記載例 1	地域再生推進費	汚水処理施設整備交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道△△地区	100,000	〇〇認定地域再生計画
2		汚水処理施設整備交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	
3		汚水処理施設整備交付金(浄化槽)	—	100,000	
	合計			300,000	

注) 該当しない項目については—書きとする。

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金事業(変更)箇所別表

(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画		番号	
交付金事業の名称/目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費(D)	
箇所名		控除額(E)	
事業認可告示(計画承認)年月日		交付基本額 (F)=(D)-(E)	
事業施行期間			
地域再生計画認定年月日		交付金額(G)	
交付期間			
工事施行延長又は面積		参考(G/F)	
用地面積及び物件戸数等		事務費の算出方法	
浄化槽設置基数及び処理人口		事務費(B)	
事業完了予定期日		事務費の控除額(H)	
経費の配分		事務費(補助対象分) (I)=(B)-(H)	
本工事費 附帯工事費 測量及び試験費 用地費及び補償費 機械器具費 営繕費 工事雑費		事務費限度額(J)	
	摘 要		
		単年度交付額(①×②-③)	円
		①交付限度額	円
工事費計(A)		②年度末における進捗率の見込み	%
		③前年度末までに交付を受けた額	円
事務費(B)			
調査費(C)			
事業費 (D)=(A)+(B)+(C)			

注)1 施設ごとに作成し、該当しない項目については一書きとする。

2 経費の配分の欄は、必要に応じて項目の変更ができる。

3 変更の場合の記載方法は、二段書きとするが、変更前を上段( )書きとすること。計上したものを全部止めるときは、上段に( )書きとし、新規の場合は上段に(-)書きとする。

4 公共下水道は、必要に応じ工事設計書、図面等を添えて提出すること。

所管大臣(地方支分部局等の長) あて

申請者 氏 名 印

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金の指導監督に係る交付申請書

平成〇〇年度において汚水処理施設整備交付金に係る指導監督費を下記のとおり汚水処理施設整備交付金交付要綱第8の規定に基づき交付を申請する。

記

事業種別		箇所名	市町村数又は 事業主体	事業費	指導監督費 の交付金額	備考 (算出根拠等)
項	目					
(記載例) 地域再生推進費	汚水処理施設整備 交付金(公共下水道)	—	〇〇件	円 1,000,000	円 25,000	
	汚水処理施設整備 交付金(農業(漁業) 集落排水施設)	□□地区	□□市	1,000,000	25,000	事業費の〇〇%の1/2
	汚水処理施設整備 交付金(浄化槽)	—	△△件	—	25,000	積上げ額の1/2

- 注) 1 指導監督に係る交付申請書の様式は、様式1-4によるものとし、公共下水道及び浄化槽は様式1-5による使途内訳表を添付すること。  
 2 都道府県知事は、交付事務を所管する大臣及び地方支分部局等の長あて交付申請することとし、当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局等の長に提出すること。(公共下水道及び浄化槽は、大臣あて、農業(漁業)集落排水施設は、地方支分部局等の長あて)  
 3 公共下水道については、地方整備局長が審査を行ったうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式1-6の補助金交付申請進達書に都道府県知事よりの交付金交付申請書を添え、交付の事務を所管する大臣に提出すること。  
 4 該当しない項目については一書きとする。

指導監督費使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人 件 費		円 5,000,000	% 50.0	
	給 料 .....	2,400,000 .....	24.0 .....	@ 100,000 円× 12 ヶ月× 2 人=2,400,000 円 .....
旅 費	旅 費	3,000,000	30.0	上京 30,000 円× 7 回× 6 人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000 円 2 日額旅費 .....
庁 費		2,000,000	20.0	
	賃 金 .....	105,000 .....	10.5 .....	アルバイト @ 1,400 円× 25 日× 3 人 =105,000 円
計		10,000,000	100	

注) 1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。

2 公共下水道に係る指導監督事務費の区分及び内容は「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」(平成 13 年 6 月 27 日付国都総第 2000 号)別表第 2(その 3)の事務費の例に準ずること。

3 浄化槽に係る指導監督事務費の対象経費は、次のとおりとする。

浄化槽整備にかかる指導監督のために必要な旅費(本省連絡旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費)、賃金、共済費(賃金に係る社会保険料)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費(原則として取得価格一品目 15 万円未満のものに限る。)



番 号  
年 月 日

所管大臣 あて

地方支分部局等の長



平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金の指導監督に係る交付申請進達書

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金に係る指導監督費について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

〇〇県

△△県

□□県

所管大臣(地方支分部局等の長) あて

都道府県知事



平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付申請報告書

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

番号	交付金 事業者	汚水処理施設整備交付金に係る事業の名称		交付金額 (千円)	市町村の 申請番号 年月日	事業認可 (計画承認) 年月日 施行期間	摘要	
		事業名	箇所名					
1	(記載例) 〇市長	地域再生推進費	汚水処理施設整備交付金 (公共下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	〇〇認定地 域再生計画
2	□町長		汚水処理施設整備交付金 (農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	
3	△村長		汚水処理施設整備交付金 (浄化槽)	—	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	—	

注) 該当しない項目は—書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長)あて

申 請 者



平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付決定変更申請書

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金に係る事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

番号	事業名 (目細)	箇所名	当初交付 決定年月 日番号	最終交付 決定変更 年月日	今回変更 事項	変更申請の主たる理由
1	(記載例) 汚水処理施設整備 交付金	〇〇公共下水道△ △地区	17.5.1 第 号	17.10.1	額	17.11.20 内示変更 (本工事費増額)
2						
3						

注)1 交付決定額の変更については、様式3-2、1-3によること。

2 「今回変更事項」欄は、変更事項を交付決定額、経費の配分又は内容、完了予定期日の変更を、それぞれ、「額」、「配分」、「内容」、「期日」と記載すること。

3 「変更申請の主な理由」は、地区ごとに簡潔に記載すること。

4 該当しない項目は一書きとする。

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付決定変更額表

事業主体名 〇〇市  
(単位:千円)

番号	汚水処理施設整備交付金に係る事業の名称		既交付 決定額	変更 増△減額	改交付 決定額	摘要
	事業名	箇所名				
1	(記載例) 地域再生推進費	汚水処理施設整備交付金(公共下水道)	100,000	△ 5,000	95,000	
2						
3						
	合計					

注)1 本表は、交付決定額を変更するもののみについて作成すること。

2 該当しない項目は一書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) あて

都道府県知事



平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付決定変更申請報告書

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

番号	交付金 事業者	汚水処理施設整備交付金に係る事業の名称		交付 金額 (千円)	変更増△ 減額又は 内容変更	改交付 決定額 (千円)	当初交付 決定年月 日番号	摘 要	
		事業名	箇所名						
1	(記載例) 〇市長	地域再生推進費	汚水処理施設整備交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	10,000	△ 1,000	9,000	〇〇年〇月〇日	〇〇認定地域 再生計画
2									
3									

注) 1 額の変更を伴わない経費の配分及び内容の変更の場合は、「変更増△減額又は内容変更」欄に「配分、内容」と記入すること。

2 該当しない項目は一書きとする。



所管大臣(地方支分部局等の長) あて

申 請 者 氏 名 印

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金交付決定申請取下書

平成〇〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受けた平成〇〇年度地域再生推進費(〇〇(〇〇))について、下記のとおり、当該交付決定の全部の申請を取り下げます。

記

1. 交付金事業等の名称

	(項)	(目の細分)
事業名	地域再生推進費(汚水処理施設整備交付金(公共下水道))	
箇所名	〇〇認定地域再生計画〇〇市公共下水道△△地区	


2. 交付金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金交付決定申請取下理由  
(具体的かつ詳細に記載すること。)

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金遂行状況報告

番 号  
年 月 日

所管大臣(地方支分部局の長)あて

申 請 者 

平成 年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった汚水処理施設整備交付金について、  
月 日現在の遂行状況を汚水処理施設整備交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告する。

記

(単位：千円)

地域再生 計画の名称	箇所名	区分	単年度計画		交付金		出来高予定			摘要
			事業費	交付金	収入済額	支出済額	事業費	交付額	調整額	
(記載例) 〇〇計画	公共下水道 〇〇地区	工事費	1,000	500	300	300	800	500	0	
		事務費	10	5	3	3	10	5	0	
		計	1,010	505	303	303	810	505	0	
	農業集落排水 施設 〇〇地区	工事費	600	300	200	200	700	300	100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	600	300	200	200	700	300	100	
	漁業集落排水 施設 〇〇地区	工事費								
		事務費								
		計	0	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽 〇〇地区	工事費	400	200	50	0	200	100	△ 100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	400	200	50	0	200	100	△ 100	
	計	工事費	2,000	1,000	550	500	1,700	900	0	
		事務費	10	5	3	3	10	0	0	
		計	2,010	1,005	553	503	1,710	905	0	



平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

所管大臣(地方支分部局の長) あて

氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で交付決定の通知にあった汚水処理施設整備交付金の実施について、その実績を下記のとおり報告する。

記

- 1 実績総括表 (様式8-2のとおり)
- 2 収支精算総括表(様式8-3のとおり)
- 3 精算総括表 (様式8-4のとおり)
- 4 添付資料 (様式8-5~8-7のとおり)
- 5 指導監督費精算調書(様式8-8のとおり)

注)1 添付資料は、必要に応じて添付する。

- 2 国土交通省都市・地域整備局所管事業については、上記のほか都市・地域整備局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて(平成45年6月23日付け建都総第171号都市局長通知)により報告するものとする。



平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金収支精算書総括表

番号	事業名	箇所名	事業費	交付金 決定額	国費率	都道府 県費	市町村費	その他	備 考
	(記載例)		円	円	%	円	円	円	
1	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (公共下水道)	〇〇公共下水 道△△地区	(200,000) 200,000	(100,000) 100,000	(50.0) 50.0	(40,000) 40,000	(40,000) 40,000	(20,000) 20,000	
		農業集落排水 (〇〇地区)	(150,000) 145,000	(75,000) 70,000	(50.0) 48.3	(30,000) 30,000	(30,000) 30,000	(15,000) 15,000	
		〇〇公共下水 道△△地区	5,000	5,000	100.0	0	0	0	
		計	(150,000) 150,000	(75,000) 75,000	(50.0) 50.0	(30,000) 30,000	(30,000) 30,000	(15,000) 15,000	
3	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (漁業集落排水施設)	漁業集落排水 (〇〇地区)	(10,000) 10,000	(5,000) 5,000	(100) 100	(0) 0	(2,500) 2,500	(2,500) 2,500	
		浄化槽(〇〇)	(30,000) 30,000	(10,000) 10,000	(33.3) 33.3	(10,000) 10,000	(10,000) 10,000	(0) 0	

- 注) 1 本表は事業名(予算科目)ごとに精算を行ない、箇所別の精算内訳を明らかにすること。  
 2 予算額(交付決定額)を上段( )書き、精算額を下段に記入すること。  
 3 他の施設へ充当等を行った場合は充当先の箇所名と金額を記入すること。

平成〇〇年度汚水処理施設整備交付金精算総括表

番号	事業名	箇所名	交付金 決定額	精算 事業費	精算交 付金額	交付金 精算 比率	既受 領額	翌年度 以降 調整額	翌年度 繰越額	差引交付 金未受額 (返還)額	備考
			a	b	c	d=c/a	e	f	g	h	
	(記載例)		円	円	円	%	円	円	円	円	
1	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (公共下水道)	〇〇公共下 水道△△地 区	100,000	200,000	100,000	100.0	100,000	0	0	0	
2	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (農業集落排水施設)	農業集落排 水(〇〇地 区)	75,000	145,000	70,000	93.3	70,000	5,000	0	0	
		〇〇公共下 水道△△地 区	0	5,000	5,000	—	5,000	0	0	0	
		計	75,000	150,000	75,000	100.0	75,000	5,000	0	0	
3	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (漁業集落排水施設)	漁業集落排 水(〇〇地 区)	5,000	8,000	4,000	80.0	4,000	0	1,000	0	
4	地域再生推進費 汚水処理施設整備交付金 (浄化槽)	浄化槽(〇 〇)	10,000	30,000	10,000	100.0	10,000	0	0	0	

注)1 所管大臣が異なる対象施設において50%<d<200%とする。

2 翌年度以降調整額欄(f)には、要綱6の3により翌年度以降に調整することとした額を記載することとし、調整の内容を備考欄に記載するものとする。

(計算例)h=a(c)-e-f-g

3 交付金を他の施設に充当した場合は、充当先の箇所名と金額を記入すること。



様式8-7

1. 地区別検査調書

箇所名	事業主体名	契約 年月日	契約 工期	工事完了 年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

2. 残材料調書

箇所名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は取 得年月日	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設は作成する。

3. 財産管理台帳

事業名	箇所名	事業 主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又 は取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用 年数	処分期限 年月日	処分の 種別	処分の 年月日	交付金 返還額		
						円	円							円	

- 注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。  
 2 備考欄には、当該財産に充当された国費の率を記載すること。  
 3 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。  
 また、該当しない項目については一書きとする。

平成〇〇年度 汚水処理施設整備交付金指導監督費精算調書

※表1 公共下水道及び浄化槽の場合

事業主体名: \_\_\_\_\_  
(単位:円)

区 分	指導監督費			計	指導監督対象 市町村数	備 考
	〇〇費	〇〇費	〇〇費			
本庁支出額						
出 先 支 出 額	〇〇事務所 ..... ..... ..... 小 計					
合 計						
交付決定額						
増△減額						

※表2 農業(漁業)集落排水施設の場合

都道府県名: \_\_\_\_\_

事業名	地区名	事業費		算出 基準	指導監督費 (交付対象額)		指導監督費の交付金額			交付決定 番号 年月日	備考
		計画	実績		計画	実績	計画	実績	増△減		
		円	円	%	円	円	円	円	円		